

RECRUITMENT FOR GOTEMBA CITY
SCHOLARSHIP STUDENTS

御殿場市 育英奨学生 募集のしおり

申請開始期間…2025年1月14日（火）～2月3日（月）

申請受付場所…御殿場市役所 教育総務課

- 御殿場市育英奨学金は、生徒または学生本人に貸与する貸付金です。
- 卒業後、貸与された貸付金は全額返還していただきます。
- 返還された奨学金は次の奨学金として後輩へリレーされます。
- 進学には多額の費用がかかります。進学前によく調べましょう。
- ご家族で相談し、将来の生活設計をきちんと考えて申請してください。
- 貸与を希望する場合は、必ず生徒本人で書類を作成してください。
- 採用・不採用は選考委員会により3月上旬に決定し、通知します。

御殿場市教育委員会
2025.01

モデルケースで見る 御殿場市育英奨学金の流れ

～応募から返還完了まで～

大学進学を予定する方の場合

応募・採用

- ・ 将来の生活設計を考え、進学費用の情報を集めて、保護者と相談
- ・ 奨学金貸与申請関係書類一式を教育委員会へ提出
- ・ 奨学生採用決定通知後、奨学金借用誓約書を教育委員会へ提出
- ・ 高校卒業（18歳）

2024年
1月～

貸与開始

- ・ 大学入学（18歳）
- ・ 進学（通学）先の在学証明書を教育委員会へ提出
- ・ 奨学金が指定期日に口座に振り込まれる・・・借った総額144万円（月額3万円×48か月）

2025年
4月～

貸与終了

- ・ 社会人1年目（22歳）
- ・ 奨学金返還計画書を教育委員会へ提出
- ・ 1年間の返還猶予期間を利用
- ・ 御殿場市で就職

2028年
～3月

返還支援制度

- ・ 御殿場市在住のため、返還支援制度に申請
- ・ 3月ごろに、決定通知を受け取る。

返還支援制度の詳細は
こちらから！



返還開始

- ・ 社会人2年目（23歳）
- ・ 毎月納付書払いで返還
- ・ 毎月の返還額6,000円（14万4千円－返還支援額7万2千円÷12か月）
- ・ 返還完了まで毎年支援制度を利用した。

2029年
4月～

返還完了

- ・ 社会人11年目（33歳）
2039年3月（2038年度末）77万円（貸与額は144万円）の返還が完了。

2039年
～3月

目次

01 御殿場市育英奨学金 制度の概要

1. 育英奨学金の目的
2. 奨学生の心得
3. 貸与金額
4. 貸与期間
5. 貸与方法等

02 育英奨学生申請について

1. 申請の資格
2. 申請受付期間 及び 受付場所
3. 貸与予定人数
4. 提出書類
5. 奨学生選考結果の通知

03 採用後の手続き

1. 奨学生採用後の提出資料
2. 進学後の提出資料
3. 貸与期間中の提出資料
4. 育英奨学金の貸与停止

04 奨学金の返還について

1. 返還計画について
2. 育英奨学金の返還期限について
3. 育英奨学金返還の猶予について
4. 返還期限の遵守について

05 様式集

1. 育英奨学金貸与申請時に提出する書類用紙
2. 育英奨学金貸与決定後に提出する書類用紙
3. 御殿場市育英奨学金貸与規則（本文）



御殿場市育英奨学金は、生徒または学生本人に貸与する貸付金です。卒業後、貸与された奨学金は必ず返す必要があることを承知したうえで申請してください。

貸与を希望する場合は、この募集のしおりをよく読み、ご家族の方と相談し、将来の生活設計をきちんと考えたうえで、本人が書類を作成・提出してください。

申請にあたっては、このしおりをよく読み、申請書類に不備のないようにしてください。

01 御殿場市育英奨学金 制度の概要

1. 育英奨学金の目的

御殿場市では、経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る優秀な人材を育成することを目的として奨学金制度を設けました。

市から学資の貸与を受ける生徒及び学生を「奨学生」といい、貸与される学資を「育英奨学金」といいます。奨学生は、育英奨学金の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定されます。

育英奨学金は市民や県民、国民の尊い税金が原資となっていて、そのうえで制度が成り立っています。卒業後、返還されるお金は後輩の育英奨学金として再び活用される仕組みになっていますので、貸与を受けた人が決められた期間内にきちんと返還し、後輩のみなさんが経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう支えていくことが大切になります。

2. 奨学生の心得

奨学生は、市が定める御殿場市育英奨学金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。したがって、勉学の意欲が無かったり、学校内外の規律を乱すなど、奨学生としてふさわしくないと認められたときは、奨学金の貸与を終了することになります。

3. 貸与金額

| | | |
|----|---|---|
| 区分 | <ul style="list-style-type: none">高校生高等専門学校生（1～3年）専修学校生（高等課程） | <ul style="list-style-type: none">大学生（短期大学含む）高等専門学校生（4・5年）専修学校生（専門課程） |
| 月額 | 12,000円 | 30,000円 |

4. 貸与期間

進学する学校の卒業までの正規の在籍年数

5. 貸与方法等

| 期別 | 貸与月 | 対象 | 備考 |
|-----|-----|-------------|--|
| 第1期 | 4月 | 4月～7月分を振込み | 御殿場市教育委員会が必要と認めたときは、貸与方法を変更することができます。その際、貸与額は4か月分以上12か月以内の範囲で行います。 |
| 第2期 | 8月 | 8月～11月分を振込み | |
| 第3期 | 12月 | 12月～3月分を振込み | |

02 育英奨学金の申請について

1. 申請の資格

申請の資格は次の各項のすべてに該当する方です。

- ア) 本市の住民基本台帳に記録されている者の子弟であること。
- イ) 高等学校、専修学校（高等課程、専門課程に限る）、大学（短期大学を含み、大学院は除く）及び高等専門学校に進学する者であること。
- ウ) 学業の成績に優れ、修学に堪え得ると認められる者であること。
- エ) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
- オ) 生計を一にする親族等に、市税の滞納がないと認められる者であること。

2. 申請受付期間 及び 受付場所

期間：令和7年1月14日(火)から令和7年2月3日(金)／午前9時から午後5時

場所：御殿場市教育委員会 教育総務課窓口（市役所本庁舎5階）

※提出時に簡単な面談をするため、必ず本人が持参のうえ申請をお願いします。

3. 貸与予定人数

10名程度

※育英奨学金は奨学金申込者の人物・学力・家計等を基準に照らして選考し、採用を決定します。

※採用は予算の範囲内で行います。申込み基準を満たしていても、必ずしも採用になるとは限りません。

4. 提出書類

- ① 奨学金貸与申請書
- ② 個人番号の提出に関する委任状
- ③ 所得状況等の確認に関する同意書
- ④ 学業成績証明書
 - ・高校等進学予定の方…別紙『学業成績証明書』に中学校長の証明を受けること。
 - ・大学等進学予定の方…別紙『学業成績証明書』に高等学校長の証明を受けるか、または学校発行の証明書を提出すること。
 - ・すでに大学等在学中の方…在学中の学校にて証明の交付を受けること。
- ⑤ 御殿場市育英奨学生応募チェックリスト

5. 奨学生選考結果の通知

- (1) 奨学金貸与申請書、その他提出書類により資格があると認められる者について、御殿場市育英奨学生選考委員会において、奨学生として採用・不採用を決定します。
- (2) 採用・不採用の決定については本人宛に通知します。
※通知は3月上旬を予定しています。
- (3) 奨学生に選定された場合は、奨学金借用誓約書等指定された書類を、指定の期日までに御殿場市教育委員会に提出してください。

03 採用後の手続き

1. 奨学生採用後の提出資料

(1) 提出書類等

- ・ 奨学金返還誓約書（必ず奨学生本人で書類を作成してください）
※連帯保証人欄は、それぞれの該当者本人の自署直筆によること。
※連帯保証人（保護者以外）は、独立の生計を営む者で、同一世帯以外の者であること。
※連帯保証人を立てられない場合は、貸与することはできません
※奨学金借用誓約書の連帯保証人欄にはそれぞれの実印を押印すること
※奨学金希望の具体的理由は詳しく記入すること。
※誤って記入した際は、修正液や修正テープを使わず、抹消線と訂正印により訂正すること。
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書・・・1通
- ・ 連帯保証人（保護者以外）の印鑑登録証明書・・・1通
- ・ 口座振込依頼書（振込先は奨学生本人名義の口座に限ります）
- ・ 振込先口座の金融機関、口座名義人等がわかる通帳やカードのコピー
- ・ 奨学金返還明細書（現時点での返還計画を記入してください）

(2) 提出場所

御殿場市教育委員会 教育総務課（市役所本庁舎5階）
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

2. 進学後の提出資料

(1) 提出書類等

進学先の在学証明書（証明日が令和7年4月1日以後の証明書）

(2) 提出期日

令和7年4月11日（金）まで【必着】

※提出期日後に在学証明書を提出した場合は、第1期分の振込処理が5月以降になります。

(3) 提出場所

御殿場市教育委員会 教育総務課（市役所本庁舎5階）
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

3. 貸与期間中の提出資料

- ・ 育英奨学金の貸与期間中は、毎年在学証明書を提出していただきます。在学証明書提出に関する通知を送付しますので、指定された期日までに提出してください。
- ・ 貸与の辞退、退学、住所変更、振込先変更、連絡先変更、その他当初に届出した事項について変更が生じた場合は、速やかに該当する書類を記入のうえ教育総務課まで届出してください。

4. 育英奨学金の貸与停止

以下の場合、ただちに御殿場市教育委員会へ連絡のうえ、所定の届出をしてください。

(1) 次の事由が生じた場合は、貸与を停止します。

ア) 奨学生が死亡したとき

(2) 次の事由が生じた場合は、貸与を停止し、返還をしていただきます。

ア) 病気その他の理由により、卒業の見込みがないとき

イ) 学業成績または素行が不良となったとき

ウ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

エ) その他奨学生として適当でないと認められた場合

04 奨学金の返還について

御殿場市育英奨学金は無利息です。
学生の中に貸与された金額は、決められた期間内に全額返還していただきます。

1. 返還計画について

- 貸与額を120回（10年間）で割った金額を支払う月賦か、貸与額を20回（6か月に1回を10年間）で割った金額を支払う半年賦かのどちらかを選択した返還計画を作成し教育総務課へ提出していただきます。
- 返還計画書に基づき、教育委員会で納付書を作成のうえ送付いたします。

2. 育英奨学金の返還期限について

- 返還計画に基づき、貸与の期間が終了した翌月から起算して1年を経過した後、10年間で貸与された全額を返還してください。ただし、返還計画より繰り上げて返還しても差し支えありません。



大学4年間の貸与期間が終了した翌月から起算して1年を経過した後、10年間月賦また半年賦全額返還する場合の返還イメージ

| | | | |
|-------------------|--------|----------------------------------|--------|
| 2029.3 | 2029.4 | 2030.4 | 2040.3 |
| 貸与終了 | 猶予期間 | 返還開始 | 返還完了 |
| 猶予期間を利用せず、繰上返還も可能 | | 10年間で全額返還 月賦120回払いまたは半年賦20回払い | |
| | | 毎月12,000円の返還または 半年72,000円の返還 | |



返還支援制度を利用すると…

【支援制度利用要件】

- 返還計画を10年間で計画している
- 支援制度申請時に御殿場市民である
- 市税の滞納がない
- 返還に遅滞がない
- 御殿場市に定住する意思を有する

申請した年度の返還額が半分になります。

【上記の返還イメージの場合】

月賦なら1回12,000円の返還額が

→ 6,000円に減額!

半年賦なら1回72,000円の返還額が

→ 36,000円に減額!

3. 育英奨学金返還の猶予について

- (1) 奨学生が疾病、その他特別な理由により返還が困難なものは、届出により一定期間その返還を猶予することができる場合があります。奨学金返還猶予願と新たな返還計画明細書を御殿場市教育委員会まで提出してください。
※理由によっては猶予が認められない場合があります。
※一定期間返還を先延ばしするもので、返還する金額に変更はありません。
- (2) 高校で貸与を受けた奨学生が、さらに上級の学校に進学する場合は、その在学期間中は返還を猶予することができます。奨学金返還計画書提出時に、あわせて奨学金返還猶予願を御殿場市教育委員会まで提出してください。

4. 返還期限の遵守について

御殿場市育英奨学金は貸与型（無利子）の奨学金であり、貸与された金額は貸与期間終了後の翌月から起算して1年間を経過後、10年間で全て返還しなければなりません。

御殿場市の債権については、返済期限を超過した奨学金は滞納となり、御殿場市債権管理条例に基づき、強制徴収の対象となりうる場合がございます。

奨学生の皆様におかれましては、あらためて育英奨学金の趣旨及び制度をご理解頂き、期限内に返還するようお願いいたします。

1. 育英奨学金貸与申請時に提出する書類用紙
2. 育英奨学金貸与決定後に提出する書類用紙
3. 御殿場市育英奨学金貸与規則（本文）

貸与申請時・貸与決定後に提出する書類があります。次の頁から様式集となりますのでご参照ください。

【注意事項】

- 各種用紙はコピーしてお使いください。
- 各書類の注意事項等を確認のうえ書類を作成してください。
- 書類不備や虚偽の記載があることがわかった場合は貸与決定を取り消すことがあります。
- 修正液・修正テープ・砂消しゴム等による訂正は認めません。記入内容を訂正する場合は、抹消線と訂正印により訂正してください。
- 消えるボールペンは使用しないでください。

1

育英奨学金貸与申請時に 提出する書類用紙

format

奨学金貸与申請書

| | | | | | | |
|--|---|--|----------------|-----|----------------|------|
| フリガナ 氏名 生年月日 | 男 ・ 女 年 月 日生 | 在学学校 | | | | |
| 現住所 | ※持家区分: 自宅・借家・社宅・借間・その他() 〒 御殿場市 方書・アパート名等 電話番号 | | | | | |
| 家族 | 続柄 | 氏名 | 年齢 | 職業等 | 年収(税込) | 個人番号 |
| | 本人 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 奨学金希望の具体的理由 | | 家族の状況や経済的な理由等(保護者の勤務先の経営悪化、各種ローンの有無等)をできるだけ詳しく記入してください。また、志望理由・学業への意欲と、志望校在学中にかかる費用の見通し等も記入してください。 | | | | |
| | | 志望校 | 学部 | | 学科 | |
| | | 就学期間 | 年 月から 年 月まで | 年間 | 志望校の学費総額の見通し 円 | |
| 御殿場市育英奨学金の貸与を受けたいので連署して申請します。 なお、奨学生として選抜された上は学業に励み、人格の向上に努め、奨学生としての本分を 尽くすことに誓約いたします。 御殿場市教育委員会 様 令和 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 本人 (自署) </div> | | | | | | |
| 保護者 | 氏名 | | | 続柄 | 生年月日 | |
| | 現住所 | | | | 年 月 日生 | |
| | 本籍 | | | | 日中連絡のつく電話番号 | |

※記入上の注意

- ・生徒または学生本人で記入して書類作成してください。
- ・※印のところは、該当のものを○で囲むこと。
- ・保護者その他の教育委員会が必要と認める者の収入又は所得を証明する書類の添付は、個人番号の記載をもって代えることができます。

個人番号の提出に関する委任状

代理人(窓口に来る人)

住所: _____

氏名: _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

- 1, 御殿場市育英奨学金貸与申請のため、私の個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号)を御殿場市教育委員会教育総務課に提出すること。

令和 年 月 日

委任する人(個人番号を提供する人)

氏名(個人ごとに署名) 住所

※記入及び提出にあたっての注意事項

- * 氏名住所を記載する箇所は、それぞれ本人が署名・記入してください。
- * 『奨学金貸与申請書』の個人番号欄に個人番号を記入する場合は、以下の1~3の書類等を窓口で提示してください。
 - 1, 個人番号の提出に関する委任状(この書類)
 - 2, 代理人(窓口に来る人)の身元確認書類
運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード等、具体的には以下のとおり。
【A: 次の書類から1点】
運転免許証/旅券(パスポート)/マイナンバーカード/運転経歴証明書/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/顔写真付き身分証明書/顔写真付き資格証明書/顔写真付き学生証/顔写真付き社員証 等
【B: 次の書類から2点(※Aが用意できない場合)】
公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証明書/学生証(顔写真なし)/身分証明書(顔写真なし)/資格証明書(顔写真なし)/地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書/源泉徴収票 等
 - 3, 委任する人(個人番号を提供する人)全員分の番号確認書類
【次の書類から1点(マイナンバーが確認できるもの)】
マイナンバーカード/マイナンバーの通知カード/住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)
- * 『奨学金貸与申請書』の個人番号欄に個人番号を記入しない場合は、個人番号の提出に関する委任状(この書類)は提出の必要がありませんが、次の1・2の書類を添付して提出してください。
 - 1, 申請者と生計を同一にする家族全員分の住民票の写し
 - 2, 申請者と生計を同一にする家族全員分の所得課税証明書(扶養にとられている方は必要ありません)

所得状況等の確認に関する同意書

御殿場市育英奨学金貸与申請のために、所得の状況及び市税の納付状況を、公簿(市税の課税台帳、納付資料、住民基本台帳)により、御殿場市教育委員会において確認することに同意します。

また、公簿により確認できない場合は、関係書類を提出いたします。

令和 年 月 日

御殿場市教育委員会 宛

同意する人

| 氏名(個人ごとに署名) | 住所 |
|-------------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※記入及び提出にあたっての注意事項

- *氏名住所を記載する箇所は、それぞれ本人が署名・記入してください。
- *所得状況等の確認に関する同意書(この書類)を提出しない場合は、収入がある者について市税の『滞納のない証明書』を添付のうえ提出してください。

御殿場市育英奨学生応募チェックリスト

・申請者氏名

☎ 連絡・問い合わせ先…御殿場市教育委員会 教育総務課
Tel.0550-82-4520

- ・申請にあたっては、このチェックリストと下記書類を添えて提出してください。
- ・提出いただいた書類はいかなる理由があっても返却いたしません。
- ・書類不備や虚偽の記載があった場合は、選考の対象となりません。

・日中連絡のつく電話番号

1, 奨学生の資格について

チェック

- | | |
|--|--------|
| ① 生徒・学生本人である申請者は、高等学校・高等専門学校・大学(大学院は除く)・短期大学・専修学校(高等課程または専門課程)に進学する者ですか？ もしくはすでに在学している者ですか？ | はい・いいえ |
| ② 保護者の住民登録地は、御殿場市ですか？ | はい・いいえ |

2, 提出書類について ※個人番号記入の有無により提出書類が変わります。必ずご確認ください。

チェック

A 『奨学金貸与申請書』の家族欄に個人番号を記入して提出する場合

教育総務課窓口へ提出書類を持参する方は、本人確認のための身分証明書を必ずお持ちください。
詳細は『個人番号の提出に関する委任状』に記載してあります。

① 『奨学金貸与申請書』

全ての欄に記入してありますか？ 個人番号の記入はしてありますか？

はい・いいえ

奨学金希望の理由は詳しく記載してありますか？

はい・いいえ

② 『個人番号の提出に関する委任状』

代理人の欄には、教育総務課窓口へ申請書等を持参する人について書かれていますか？

はい・いいえ

委任する人の欄には、奨学金貸与申請書の家族欄に個人番号を記入した方全員について、それぞれ本人で署名してありますか？

はい・いいえ

家族欄に記入した全員分の番号確認書類は用意しましたか？

はい・いいえ

③ 『所得状況等の確認に関する同意書』

同意する人の欄には、奨学金貸与申請書の家族欄に記入した方全員について、それぞれ本人で署名してありますか？

はい・いいえ

④ 『学業成績証明書』の添付はありますか？

はい・いいえ

B 『奨学金貸与申請書』の家族欄に個人番号を記入しないで提出する場合

個人番号を記入しない場合は、世帯全員分の住民票の写しと、世帯全員分の所得課税証明書(扶養にとられている方を除く)が必要になります。よく確認して下記書類をご用意下さい。

① 『奨学金貸与申請書』

個人番号以外の全ての欄に記入してありますか？

はい・いいえ

奨学金希望の理由は詳しく記載してありますか？

はい・いいえ

② 『奨学金貸与申請書』の家族欄に書かれた世帯全員分の住民票の写し

証明日から2週間以内のものを添付してください。

はい・いいえ

③ 『奨学金貸与申請書』の家族欄に書かれた世帯全員分の所得課税証明書

証明日から2週間以内のものを添付してください。※扶養にとられている方の証明は必要ありません。

はい・いいえ

④ 『所得状況等の確認に関する同意書』

同意する人の欄には、奨学金貸与申請書の家族欄に記入した方全員について、それぞれ本人で署名してありますか？

はい・いいえ

⑤ 『学業成績証明書』の添付はありますか？

はい・いいえ

2

育英奨学金貸与決定後に 提出する書類用紙

format

様式第3号(第7条関係)

(表)

奨学金返還誓約書
(兼個人情報の取扱いに関する同意書)

御殿場市教育委員会 御中

私は御殿場市育英奨学金を次のとおり借用いたします。
つきましては、御殿場市育英奨学金貸与規則の定めを遵守し、誠実に返還することを誓約します。
また、裏面の「個人情報の取扱いに関する同意条項」を承認し、同意します。

令和 年 月 日

| | | |
|------|---------------|--------|
| 貸与期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 月額 | 円 | 借用総額 円 |

| | | | |
|-----------|----------|------------|---|
| 奨学生 本人 | 住所 〒 - | | |
| | 電話番号 - - | | |
| | 署名 | 生年月日 年 月 日 | 印 |

次の、連帯保証人欄記載者は、御殿場市教育委員会に対し、上記の奨学生の返還について、奨学生本人と連帯して保証することを承認します。なお、裏面記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」を承認し、同意します。

| | | | |
|------------------|----------|------------|----|
| 連帯保証人 | 住所 〒 - | | |
| | 電話番号 - - | | |
| | 署名 | 生年月日 年 月 日 | 実印 |
| | 続柄 | 勤務先 | |
| 連帯保証人 (保護者以外) | 住所 〒 - | | |
| | 電話番号 - - | | |
| | 署名 | 生年月日 年 月 日 | 実印 |
| | 続柄 | 勤務先 | |

※記入にあたっての注意事項(この書類は必ず本人持参により提出してください。)

- 1, 誓約書作成時に奨学生が未成年の場合には、連帯保証人のうち1名は保護者とする。
- 2, 連帯保証人は実印を押印の上、市区町村長の発行する印鑑登録証明書を各1通添付してください。
- 3, 連帯保証人(保護者以外)は、独立の生計を営む者で同一世帯以外の者でなければなりません。
- 4, 連帯保証人を立てられない場合は、貸与することができません。
- 5, 奨学生・連帯保証人各欄の署名は必ず本人自筆により記入してください。

(裏)

口座振込依頼書

御殿場市育英奨学金を下記口座に振り込むよう依頼します。

御殿場市教育委員会 御中
令和 年 月 日

〒
住 所 _____

氏 名 _____
電話番号 _____

| | | | |
|------------|-------------------|-----------------|--|
| 振込希望期間 | 年 月 日から 貸与終了日まで | | |
| 振込先金融機関 | 銀行 信用金庫 農 協 | 店 支 店 出張所 | |
| 預金種別及び口座番号 | 普通・当座 | | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | ※奨学生本人名義の口座に限ります | | |

※振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等がわかる通帳やカードのコピーを添付してください。

奨学金返還明細書

| | | | |
|-----------------|--|-------|--|
| 決定番号 | | 奨学生氏名 | |
| 現住所 | 〒 _____ | | |
| 学校名 (学部・専攻等) | | 借用総額 | |
| 貸与期間 | | 返還期間 | |
| 返還方法 | <input type="checkbox"/> 月賦 … 返還回数 120 回(年 12 回×10 年) <input type="checkbox"/> 半年賦 … 返還回数 20 回(年 2 回×10 年)※返済月は 9 月と 3 月です | | |
| 一回あたりの返還額 | 円 (借用総額÷返還回数) | | |
| 納付方法 | ※口座引落しやクレジットカードによる納付はできません。下記2種類の納付書より選択してください。 <input type="checkbox"/> 御殿場市納入通知書 … 御殿場市内に本支店のある金融機関または東海4県の郵便局・ゆうちょ銀行の窓口にて納付できます。 <input type="checkbox"/> 払込取扱票  … 全国の郵便局・ゆうちょ銀行の窓口にて納付できます。 | | |

※現時点での返還計画を記入してください。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

奨学生及び連帯保証人は、奨学金の支払に滞納が生じた場合は、徴収担当部署が、奨学金未納分徴収を目的に、以下の情報を、保護措置を講じた上で、収集・保有・利用することに同意します。

- 1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等への本人情報及び給与支払などの状況
- 2) 奨学生及び連帯保証人の支払能力を調査するために必要となる、奨学生及び連帯保証人が申告した資産、負債、収入、支出、当市奨学金以外の債務の返済状況、金融機関における取引状況、保険の加入状況
- 3) 奨学生が未成年者の場合は、法定代理人の同意を得るために必要となる、親権者又は未成年後見人の氏名、生年月日、住所、電話番号、奨学生との続柄

3

御殿場市
育英奨学金貸与規則
(本文)

Regulation

御殿場市育英奨学金貸与規則(本文)

(目的)

第1条 この規則は、経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対し、御殿場市育英奨学金(以下「奨学金」という。)を貸与し、優秀な人材の育成を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者の子弟であること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する高等学校、大学(短期大学を含み、大学院を除く。以下同じ。)、高等専門学校又は法第124条の専修学校(高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。)に在学する者であること。
- (3) 学業の成績に優れ、修学に堪え得ると認められる者であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
- (5) 生計を一にする親族等に、市税の滞納がないと認められる者であること。

(奨学金の額及び貸与期間)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、貸与の期間は、その学校における正規の修業期間とする。

- (1) 高等学校 月額1万2,000円
- (2) 大学 月額3万円
- (3) 高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。) 月額1万2,000円
- (4) 高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。) 月額3万円
- (5) 専修学校(高等課程に限る。) 月額1万2,000円
- (6) 専修学校(専門課程に限る。) 月額3万円

(貸与の方法)

第4条 奨学金は、4月分を合わせて、年3回貸与する。ただし、御殿場市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは4月分を超え、12月以内の分の額を貸与することができる。

(貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書(様式第1号)
 - (2) 成績証明書、出席状況調書等
 - (3) 保護者その他の教育委員会が必要と認める者の収入又は所得を証明する書類(給与所得者にあつては収入を証明する書類、給与所得者以外の者にあつては所得を証明する書類)
- 2 教育委員会が必要と認めるときは、前項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、教育委員会が行い、その結果を奨学生選考結果通知書(様式第2号)により通知する。

(返還誓約書の提出)

第7条 前条の規定により奨学金の貸与を可とする決定を受けた者は、連帯保証人をたて、直ちに返還誓約書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

(奨学金の停止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 病気その他の理由により卒業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める届書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 休学し、復学し、又は退学したとき 休学・復学・退学届(様式第4号)
- (2) 本人、保護者又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき 重要事項変更届(様式第5号)
- (3) 進学し、又は編入したとき 進学・編入届(様式第6号)

(奨学金の返還)

第10条 奨学金は、貸与の期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後10年以内に、月賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が退学し、又は奨学金の貸与を停止されたときは、その翌月から前項に準じ、奨学金を返還しなければならない。ただし、返還の期限については、教育委員会が定める。

3 奨学金は、無利子とする。

(返還の猶予)

第11条 教育委員会は、奨学生が疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合は、奨学金返還猶予願(様式第7号)によって相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第12条 教育委員会は、奨学生が死亡したとき、心身の著しい障害により労働能力を喪失し、若しくは労働能力に高度の制限を有し、奨学金の返還が困難であると認められるとき、又は特別な理由があると認めるときは、奨学金返還免除願(様式第8号)によって奨学金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(返還の支援)

第13条 教育委員会は、奨学金の返還に係る支援をすることができる。

2 前項の支援のために必要な申請その他の手続は、教育委員会が別に定める。

(補則)

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。



御殿場市の奨学金貸与事業は、教育の機会均等の理念のもと、意欲と能力のある学生等が、自らの意志と責任において大学等で学ぶことができるよう、市の教育事業として実施されています。

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の提供を行い、また経済・社会情勢等を踏まえ、学生が安心して学べるよう、貸与及び返還に関する事業を行っています。

奨学金は学生本人が借りるものです。未来の自分への投資であり、返済義務も本人にあります。ということは、卒業と同時に100万円以上の借金を背負うことになるのです。卒業後の就職先・進路等にもよりますが、社会人のスタートラインにおける多額な借金は、その後の人生の大きな負担になることが予想されます。想定通りに万事うまくいくとは限りません。

御殿場市育英奨学金以外にも、福祉関係、他民間企業や各種団体による貸与型奨学金、給付型奨学金や学校独自の授業料減免制度等、いろいろな制度があります。これらさまざまな制度ごとに、申請や利用できる条件があります。

貸与型奨学金の借入を検討する時は、借入のリスクがあることを理解し、よく調べて、先輩方の奨学金借入の実態を知り、返済に関するイメージを持ち、人生の重荷にならない「借り方・返し方」を、借りる本人と周囲の大人でよく理解しておきましょう。

御殿場市教育委員会 教育総務課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

☎0550-82-4520